

データ資料31 大気汚染防止法に基づく粉じんに係る施設の設置状況
(28年3月末現在)

保健所	市 町 村	種 項 施設	一般粉じん					特定粉じん			
			2	3	4	5	合 計	工場 ・ 事業場数	2	合 計	工場 ・ 事業場数
			鉱物 ・ 土石 堆積場	ベルト コンベア ・ バケット コンベア	破碎機 ・ 摩砕機	ふるい			混合機		
乙 訓	向 日 市		6				6	2			
	長 岡 京 市		7	1			8	2			
	大 山 崎 町			1			1	1			
	小 計		13	2			15	5			
山 城 北	宇 治 市	2	45	16	6	69	4				
	城 陽 市	2	20	1		23	4				
	久 御 山 町										
	八 幡 市	3				3	3				
	京 田 辺 市	4				4	3				
	井 手 町		1			1	1				
	宇治田原町										
小 計	11	66	17	6	100	15					
山 城 南	木 津 川 市										
	笠 置 町										
	和 束 町		13	1		14	1				
	精 華 町		4			4	1				
	南 山 城 村										
	小 計		17	1		18	2				
南 丹	亀 岡 市	2	66	33	24	125	7				
	南 丹 市	1	12	1	1	15	3				
	京 丹 波 町		12	2	3	17	1				
	小 計	3	90	36	28	157	11				
中 丹 西	福 知 山 市	17	37	18	7	79	13				
	小 計	17	37	18	7	79	13				
中 丹 東	舞 鶴 市	30	45	15	9	99	12				
	綾 部 市	2				2	2				
	小 計	32	45	15	9	101	14				
丹 後	宮 津 市	10	92	1		103	3				
	京 丹 後 市	7	2	2		11	3				
	伊 根 町										
	与 謝 野 町				1	1	1				
	小 計	17	94	3	1	115	7				
計			80	362	92	51	585	67			
京 都 市			12	77	20	18	127	21			
合 計			92	439	112	69	712	88			

(注) 電気事業法に規定する電気工作物、ガス事業法に規定するガス工作物、鉱山保安法に規定する工作物等で、大気汚染防止法第27条第2項の規定による国の行政機関の長から通知があったものを含まず。